

製造番号の確認方法

下記の場所に貼られている製造番号シールの、「製造番号」の右側に記載された数字をご確認ください。
※製造番号は数字のみです。

- パッケージの蓋に貼られている製造番号シール



- パッケージに同梱されている「ソフトウェア使用許諾契約書」上部に貼られた製造番号シール

《お客様へお願い》

下の「製造番号」シールを、プログラムディスクケースとパソコンのそばに貼っていただきますようお願い申し上げます。
お問合わせの際には「製造番号」をお申し付けください。



切り離して保管してください。



※本書はお手許に保管してください。

本パッケージに同梱されたソフトウェア製品（以下、「本製品」といいます）のご使用にあたり、お客様とピー・シー・エー株式会社（以下、「PCA」といいます）は、本「PCAソフトウェア使用許諾契約書」（以下、「本契約」といいます）に同意するものとします。本パッケージを開封された場合は、お客様は本契約にご同意いただいたものとみなされます。本契約に同意されない場合には、ご使用にならずに本パッケージに同梱されたソフトウェア製品（以下「本製品」といふ）が含まれているパッケージの内容をすべて返却しご返金ください。

- PCAのソフトウェアに関する著作権、商標権、登録権、特許権等の知的財産権はPCAに帰属し、お客様はPCAのソフトウェアを使用することのみが許容されます。
- お客様は本製品を不正・盗用、複製、改変、転載、二次的著作権を行使したことはできません。
- お客様は、本製品またはその複製を複製することはできません。また、4項に定める場合を除き、第三者に譲渡、貸与、レンタル、リース、再配布またはインターネット等によりサービスすること、ホスティングサービスを行うこと等はできません。
- お客様は、本製品を使用するためには同梱の「ソフトウェア使用許諾条件」で指定された条件の範囲内のライセンス数でご自身及び関係会社に、使用させることができます。お客様は本契約におけるお客様が負う義務で、お客様の責任において当該条件に従ってご使用ください。当該関係会社はあらかじめ目録の発行および更新を義務付けます。
- 「PDF」を印刷し「印刷」機能もご利用のお客様は、当該機能をご利用になる場合、ご利用になるフォントが当該機能での利用を許諾されていることを確認するものとします。
- PCAは、本製品があらゆる環境において正常にインストールできることを保証するものではありません。
- お客様は、本製品がインストールされたシステム、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアの互換性を保証するものではありません。
- 本製品に同梱された内容物に破損があった場合には、ユーザー登録後 30 日までは無料で交換させていただきます。
- 前項に記載された破損を除き、PCAはソフトウェアの不具合（バグ）が無いことを含む、一切の保証をいたしません。ただし、本製品に関するソフトウェアの不具合については、日本国内のみにおいて同梱のPCAサポートサービスにてご対応いたします。
- お客様が本製品をインストールしご使用し、本製品の不正な使用によりお客様に生じた損害に関するPCAの責任は、PCAに帰属または重大な過失がある場合を除き、本製品の製造者と限り、PCAにお客様に現実に生じた損害の範囲に限定されるものとします。
- 本製品の仕様は、改良の目的を以て変更される場合があります。
- 本契約の適用範囲は、改訂された本契約の適用範囲に準じます。特に記載のない限り本契約が適用されるものとします。
- アップデートが提供される場合には遅くともアップデートを行ってください。アップデートを行わない場合、複製の全部または一部が使用できなくなる場合があります。
- ① お客様及びPCAは、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったと見られる者を含む暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団員等、社会運動等目的のグループ又は特殊知識暴力集団、その他これらに準ずる者を含む）に該当し、又は、反社会的勢力以下の各条項にでも該当する関係者であることを証明した場合には、何らの報告を要せず、本契約を解除することができます。
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると思われる場合
③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると思われる場合
④ 自己、自らの親しい第三者の不正の利益目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと思われる場合
⑤ 反社会的勢力に対して資金を貸付し、又は貸付を受けるなどの関係していると思われる場合
⑥ その他役員等又は経営に実質的に関与している者、反社会的勢力と社会的に非善なる関係にあり得る場合
② お客様及びPCAは、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各条項にでも該当する行為をした場合には、何らの報告を要せず、本契約を解除することができます。
① 暴力団員等による行為
② 目的を達成し得ない不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてお客様の信用を毀損し、又はお客様の業務を妨害する行為
⑤ その他何らかの不正行為
③ お客様及びPCAは、自らの下請又は再委託先業者が本条項1項又は2項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに当該取引先との契約を解除し、又は契約解除のための措置を講ずらなければならないものとします。
④ お客様及びPCAは、相手方が、前項の規定に反した場合には、お客様PCA側の契約を解除することができます。
⑤ お客様及びPCAは、が本条項の規定によりお客様PCA側の契約を解除した場合には、相手方が損害賠償請求もお客様又はPCAは何らこれを賠償しない義務を負う必要はありません。また、かかる解除におけるお客様又はPCAに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。
15. 本契約に關し訴訟の提起が必要となる場合には、PCAの本店所在地を管轄する裁判所を専ら管轄裁判所とします。

-以上-

働く、が変わるとき。
PCA

ピー・シー・エー株式会社
東京都千代田区富士見1丁目2番21号（PCAビル）
TEL 03-5211-2700 FAX 03-5211-2740



働く、が変わるとき。

PCA